

報 告（１）

新潟県立高等学校及び新潟県立中等教育学校後期課程における
「主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数」
及び「学校設定科目」、「学校設定教科」に関する取扱いについて

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日
新潟県教育委員会教育長
池 田 幸 博

別紙

新潟県立高等学校及び新潟県立中等教育学校後期課程における「主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数」及び「学校設定科目」、「学校設定教科」に関する取扱いについて

高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）総則第2款の3の規定に基づき、「主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数」及び「学校設定科目」、「学校設定教科」について下記のとおり定める。

平成31年1月31日

新潟県教育委員会

記

- 1 総則第2款3(1)ウの表に掲げる「主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数」を別表のとおり定める。
- 2 総則第2款3(1)エ、オに定める「学校設定科目」、「学校設定教科」を設定する場合には、その教科・科目の名称、目標、内容、単位数等について、高等学校教育課と協議するものとする。

別表

教科	科目	標準 単位数	教科	科目	標準 単位数	教科	科目	標準 単位数
農業	農業と環境	2~6	工業	機械工作	2~8	工業	セラミック技術	2~6
	課題研究	2~8		機械設計	2~8		セラミック工業	2~6
	総合実習	2~8		原動機	2~4		繊維製品	2~6
	農業と情報	2~6		電子機械	2~8		繊維・染色技術	2~6
	作物	2~8		生産技術	2~6		染織デザイン	2~6
	野菜	2~8		自動車工学	2~8		インテリア計画	2~6
	果樹	2~8		自動車整備	2~8		インテリア装備	2~6
	草花	2~8		船舶工学	2~18		インテリアエレメント生産	2~6
	畜産	2~10		電気回路	2~6		デザイン実践	2~4
	栽培と環境	2~6		電気機器	2~6		デザイン材料	2~4
	飼育と環境	2~6		電力技術	2~6		デザイン史	2~4
	農業経営	2~6		電子技術	2~6		ビジネス基礎	2~4
	農業機械	2~6		電子回路	2~6		課題研究	2~4
	植物バイオテクノロジー	2~6		電子計測制御	2~6		総合実践	2~4
	食品製造	2~8		通信技術	2~6		ビジネス・コミュニケーション	2~4
	食品化学	2~8		プログラミング技術	2~8	マーケティング	2~6	
	食品微生物	2~6		ハードウェア技術	2~8	商品開発と流通	2~4	
	食品流通	2~6		ソフトウェア技術	2~8	観光ビジネス	2~4	
	森林科学	2~8		コンピュータシステム技術	2~8	ビジネス・マネジメント	2~4	
	森林経営	2~8		工業	建築構造	2~6	グローバル経済	2~4
	林産物利用	2~8		商業	建築計画	2~8	ビジネス法規	2~4
	農業土木設計	2~8			建築構造設計	2~8	簿記	2~6
	農業土木施工	2~6			建築施工	2~6	財務会計Ⅰ	2~6
	水循環	2~6			建築法規	2~4	財務会計Ⅱ	2~4
	造園計画	2~8			設備計画	2~6	原価計算	2~4
	造園施工管理	2~6			空気調和設備	2~8	管理会計	2~4
	造園植栽	2~6			衛生・防災設備	2~8	情報処理	2~4
	測量	2~8			測量	2~6	ソフトウェア活用	2~6
	生物活用	2~6			土木基盤力学	2~6	プログラミング	2~6
	地域資源活用	2~8			土木構造設計	2~8	ネットワーク活用	2~4
工業	工業技術基礎	2~4	土木施工		2~6	ネットワーク管理	2~4	
	課題研究	2~4	社会基盤工学		2~4	水産海洋基礎	2~5	
	実習	2~12	工業化学		2~8	課題研究	2~6	
	製図	2~8	化学工学		2~6	総合実習	2~12	
	工業情報数理	2~4	地球環境化学		2~6	海洋情報技術	2~6	
	工業材料技術	2~4	材料製造技術	2~6	水産海洋科学	2~4		
	工業技術英語	2~4	材料工学	2~6	漁業	2~8		
	工業管理技術	2~8	材料加工	2~6	航海・計器	2~8		
工業環境技術	2~4	セラミック化学	2~6	船舶運用	2~10			
				水産				

教科	科目	標準 単位数	教科	科目	標準 単位数	教科	科目	標準 単位数	
水産	船用機関	2~12	看護	成人看護	2~6	体育	スポーツⅡ	2~12	
	機械設計工作	2~6		老年看護	2~4		スポーツⅢ	2~12	
	電気理論	2~10		小児看護	2~4		スポーツⅣ	2~12	
	移動体通信工学	2~8		母性看護	2~4		スポーツⅤ	2~18	
	海洋通信技術	2~10		精神看護	2~4		スポーツⅥ	3~9	
	資源増殖	2~10		在宅看護	2~4		スポーツ総合演習	3~18	
	海洋生物	2~8		看護の統合と実践	2~4	音楽	音楽理論	2~6	
	海洋環境	2~8		看護臨地実習	10~21		音楽史	2~4	
	小型船舶	2~4		看護情報	2~4		演奏研究	2~4	
	食品製造	2~12		情報産業と社会	2~4		ソルフェージュ	2~8	
	食品管理	2~12		課題研究	2~4		声楽	2~14	
	水産流通	2~6		情報の表現と管理	2~4		器楽	2~17	
	ダイビング	2~4		情報テクノロジー	2~4		作曲	2~8	
	マリンスポーツ	2~4		情報セキュリティ	2~6		鑑賞研究	2~6	
家庭	生活産業基礎	2~4	情報	情報システムのプログラミング	2~6	美術	美術概論	2~4	
	課題研究	2~4		ネットワークシステム	2~4		美術史	2~4	
	生活産業情報	2~4		データベース	2~6		鑑賞研究	2~6	
	消費生活	2~4		情報デザイン	2~6		素描	2~12	
	保育基礎	2~6		コンテンツの制作と発信	2~6		構成	2~12	
	保育実践	2~8		メディアとサービス	2~4		絵画	2~12	
	生活と福祉	2~4		情報実習	4~8		版画	2~12	
	住生活デザイン	2~6		社会福祉基礎	2~6		彫刻	2~12	
	服飾文化	2~4		介護福祉基礎	2~6		ビジュアルデザイン	2~12	
	ファッション造形基礎	2~6		コミュニケーション技術	2~4		クラフトデザイン	2~12	
	ファッション造形	2~10	生活支援技術	2~12	情報メディアデザイン	2~12			
	ファッションデザイン	2~14	介護過程	2~6	映像表現	2~12			
	服飾手芸	2~4	介護総合演習	2~6	環境造形	2~12			
	フードデザイン	2~6	介護実習	2~16	英語	総合英語Ⅰ	4~6		
	食文化	2	こころとからだの理解	2~12		総合英語Ⅱ	4~6		
	調理	2~18	福祉情報	2~4		総合英語Ⅲ	4~6		
	栄養	2~4	理数	理数数学Ⅰ		5~8	ディベート・ディスカッションⅠ	2~4	
	食品	2~4		理数数学Ⅱ		8~15	ディベート・ディスカッションⅡ	2~4	
	食品衛生	2~6		理数数学特論		2~6	エッセイライティングⅠ	2~4	
	公衆衛生	2~4		理数物理		3~10	エッセイライティングⅡ	2~4	
総合調理実習	2~4	理数化学		3~10		看護	基礎看護	8~11	
看護	人体の構造と機能	3~7		理数生物			3~10	人体の構造と機能	3~7
	疾病の成り立ちと回復の促進	4~8		理数地学			3~10	疾病の成り立ちと回復の促進	4~8
	健康支援と社会保障制度	2~7		スポーツ概論	3~6		健康支援と社会保障制度	2~7	
				スポーツⅠ	2~12				

新潟県立高等学校及び新潟県立中等教育学校後期課程における
主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単
位数についての留意事項

- 1 高等学校学習指導要領総則第2款3の表に掲げる主として専門学科において開設される各教科・科目については、原則として、別表に掲げる標準単位数の範囲内で教育課程を編成するものとする。
- 2 学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、各学科に共通する各教科・科目並びに主として専門学科において開設される各教科・科目以外の教科・科目を履修させることができる。
この場合、その科目の名称、目標、内容、単位数等について、高等学校教育課と協議するものとする。
- 3 専門教科「家庭」の科目である「食文化」について、厚生労働大臣から調理師養成施設の指定を受けている高等学校の学科等においては、1単位を履修させることができる。

(説明資料)

主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数について

1 設置者が設定する根拠

高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）により、設置者が定めることとされている。

2 設定に当たっての基本方針

各科目の単位数の下限は原則として2単位とする。

ただし、必履修科目の代替となる場合は、学習指導要領に定められた必履修科目の標準単位数に基づいて下限を設定し、専門学科の生徒が履修する一部の科目においては、学習内容により下限を設定する。

3 各科目の下限を原則として2単位とすることの理由

(1) 各学校が地域の実態や生徒の多様な学習希望を踏まえ、特色ある教育課程の編成に資するため、原則として標準単位数の下限を2単位とする。

また、このことにより、社会の変化や産業の動向に対応して、特色ある学科やコース等の教育課程の編成にも対応することができる。

(2) 総合学科においては、生徒の進路希望等によって、いろいろな専門分野の科目を横断的に履修することも多く、原則として標準単位の下限を2単位とすることにより、多様な選択科目を位置づけるなど、総合学科の特色を生かした教育課程の編成が可能となる。

(3) 普通科においても、キャリア教育の推進等に資するために、生徒の進路希望等に応じて専門科目の履修が必要となることも考えられることから、原則として標準単位数の下限を2単位とすることにより、多様な教育課程の編成が可能となる。